

第2章 具体的な取り組み



1. 男女共同参画意識の確立

【沖縄市でめざすべき姿】

- 男女が、それぞれの性格や特性等の違いを認め合いながら、自然に支え合える意識が育っています。
- 市民にジェンダーの視点（性別による固定的役割分担や偏見、生活の不満や負担感等が、社会的に作られたものであるかを意識すること）が浸透しています。

（1）男女共同参画意識の啓発

男女共同参画社会の実現は、行政を含め市民、教育関係者、事業者など、沖縄市に住む市民一人ひとりの意識をどれだけ高められるかが最も重要です。また誰に対して、何を、いつ伝えていくのかも大事です。

意識啓発は、できるだけ若い世代に対して行う方が高い効果が期待できます。その際には、特定のライフステージのみに対象を絞るのではなく、取り組みの波及効果を高めるため、幅広い年齢層を巻き込んでいくことを念頭におくことも必要だと考えます。

例えば、妊娠および出産は、こどもの将来の成長を考えるきっかけとなります。性別ではなくこどもの個性を大事にするという男女共同参画の視点を伝えることで、効果的な意識啓発が展開できます。

学校において、人権教育や男女平等教育が充実しても、家庭で保護者や祖父母が無関心のままでは、こどもの持つ可能性を制限しないとも限りません。

意識啓発の対象者を明確にしつつ、効果的なアプローチの時期がいつなのか、どのように意識啓発を展開するのがより効果的か検討しながら意識啓発を推進します。

①効果的な広報・啓発の推進

第2次計画は、男女の違いを無視した画一的な平等を求めるものではありません。

男女が互いの違いや特性、得手不得手などを認めた上で、互いを尊重し支え合い、一人ひとりが可能性を伸ばし、生き活きと生活できる社会をめざしていきたいと考えています。

一般的な「男らしさ」や「女らしさ」、男性像や女性像といったジェンダー（社会的文化的に形成された性別）は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではありません。しかしジェンダー（社会的文化的に形成された性別）が差別や偏見、性別による固定的役割分担など、男女共同参画社会の形成を阻害することにつながる場合があります。

男女共同参画社会の形成のためには、あらゆる生活の場面でジェンダーの視点（性別による固定的役割分担や偏見、生活の不満や負担感等が、社会的に作られたものであるかを意識すること）を持つことが必要だと考えます。

家庭や職場、地域等において、ジェンダーの視点（性別による固定的役割分担や偏見、生活の不満や負担感等が、社会的に作られたものであるかを意識すること）を広め、めざすべき方向性をしっかり共有しながら、市民一人ひとりが、また各家庭や職場、地域がそれぞれにあった男女共同参画のあり方を探っていけるような、効果的な広報・啓発を推進していきます。

ア. 多様な媒体を活用した情報発信の充実

意識調査の回収率（市民意識調査は21.5%）の低さ、また質問に対する回答から、市民が「男女共同参画」を普段意識すること、もしくは身近で話題になることは極めて少ない状況であることが伺えます。今後は、できるだけ多くの市民に、男女共同参画というキーワードが「目に留まる」、または「耳にする」機会を増やしていくことが必要だと考えます。

ホームページや広報、啓発紙「きらめき」、パネル展などの従来のツールを活用する場合においても、対象に応じて、身近で興味を引くようなテーマ設定や分かりやすい情報提供に努めていきます。

（ア）性別やライフステージに応じた啓発の充実【平和・男女共同課】

（イ）「広報おきなわ」、ラジオ広報による周知【秘書広報課】

（ウ）啓発紙「きらめき」の発行【平和・男女共同課】

（エ）男女共同参画週間における啓発活動の充実【平和・男女共同課】

（オ）きらめきフェスタの開催【平和・男女共同課】

（カ）市民、学校や事業所等の男女共同参画に関する実践事例の募集と紹介【平和・男女共同課】

イ. 地域との連携強化

市民が「男女共同参画」を意識する、またはキーワード等に触れる機会を増やしていくため、ホームページや広報などの情報媒体を通じての情報だけでなく、地域のネットワークを通じた情報提供、地域と連携した講座の開催等に取り組みます。

- (ア) 自治会等と連携した啓発活動の推進【市民生活課】
- (イ) 婦人会、青年会と連携した啓発活動の推進【生涯学習課】
- (ウ) 男女共同参画センターの機能の充実【平和・男女共同課】
- (エ) スーパー、コンビニ等と連携した情報提供【平和・男女共同課】

ウ. 行政における男女共同参画意識の高揚

男女共同参画の推進は、行政の様々な分野において、男女共同参画の視点を普及させていかなければなりません。市役所職員意識調査の結果から、「男女共同参画計画～ひと・きらめきプラン～」および「沖縄市男女共同参画推進条例」について「おおよその内容を知っている」と回答した職員の割合は約5%と低い状況です。また日常業務で「男女共同参画」を意識している職員は、全職員の2割にとどまっています。

行政の日常業務において男女共同参画意識の高揚を図るべく、各課業務におけるジェンダーの視点（性別による固定的役割分担や偏見、生活の不満や負担感等が、社会的に作られたものであるかを意識すること）の普及、そのための講座の開催等に努めます。

- (ア) 男女共同参画講座の開催【平和・男女共同課、人事課】
- (イ) 各課業務におけるジェンダーの視点の普及【平和・男女共同課】

②沖縄市男女共同参画推進条例の周知

本市では、こどもから大人まで男女共同参画についての理解を深め、行政、市民、教育関係者、事業者等が協力し、一体となって男女共同参画社会の実現に向けて取り組むため、平成23年12月に「沖縄市男女共同参画推進条例」を制定しました。

ア. 沖縄市男女共同参画推進条例の周知【平和・男女共同課】

自治会等の地域、教育関係者、事業者等と連携し、沖縄市男女共同参画センターを積極的に活用しながら沖縄市男女共同参画推進条例を周知していきます。

（２）社会制度・慣習等の見直し

社会制度や慣習等については、それぞれの目的や経緯を持って形成されたものです。例えば育児休業では、「平成 23 年度雇用均等基本調査（厚生労働省）」における育児休業取得率が女性の 87.8%に対して、男性は 2.63%となっており、性別による区別を設けていない場合でも、男女の置かれている立場の違いなどにより、中立に機能しない場合があります。

市民意識調査においても、「社会通念・慣習・しきたり」については、男性が優遇されているという回答が、男性 75.8%、女性で 82.2%と高くなっており、男女平等ではないとの意識が示されています。

ただし、本市で受け継がれてきたエイサーやトートーメーなど伝統文化における男女の役割やこどもの祝い事（鯉のぼり、雛祭り）のような慣行の中立化を求めるのではなく、ジェンダーの視点（性別による固定的役割分担や偏見、生活の不満や負担感等が、社会的に作られたものであるかを意識すること）の普及により、市民および地域が制度や慣習等を考える機会の充実を進めていきます。

①ジェンダーの視点の普及啓発

社会制度・慣習等の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要があります。市民が生活のなかで感じる不満や負担感などが、性別による固定的な役割分担が原因となっていないか等、ジェンダーの視点（性別による固定的役割分担や偏見、生活の不満や負担感等が、社会的に作られたものであるかを意識すること）の普及啓発に努めます。

ア．ジェンダーの視点の普及啓発【平和・男女共同課】

②社会制度等が男女共同参画に及ぼす影響調査

国において実施を予定している「政府の施策及び社会制度・慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査（男女共同参画影響調査）」を活用し、社会制度等が男女共同参画へ及ぼす影響について、市民への情報提供を行います。また国の調査結果を踏まえ、市の調査実施が必要となるか検討を行います。

ア．「男女共同参画影響調査」にもとづく情報提供【平和・男女共同課】

(3) 男女の人権の尊重

国の第3次男女共同参画基本計画の基本的な方針で目指すべきものとして、「**男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会**」と示されるように、人権の尊重は、男女共同参画を考える上でも基礎となるものです。

一方の性に負担や不利益が偏っていないか、差別になっていないか意識すること、また過重な負担が生じている場合に、それを解消していくことは、一人ひとりの人権を守ることに繋がります。

性別や年齢、国籍、障がいの有無等を理由に差別されることがないように、人権擁護並びに人権尊重意識の啓発を進めます。

①市民一人ひとりの人権意識の高揚

市民一人ひとりの人権意識を高め、人権への理解を深めるため、さらに各人が自らに保障された法律上の権利や、侵害を受けた場合の対応等についての知識を得られるよう支援していきます。

ア. 人権に関する教育の充実

家庭、地域、学校等の様々な機会を通じて、人権意識の啓発を進めます。

(ア) 学校における人権教育の推進【指導課】

(イ) 教育関係者の男女共同参画に関する正確な理解の促進【指導課】

(ウ) 人権擁護委員の活動を通じた意識啓発の推進【平和・男女共同課】

②人権に関する相談体制等の充実

人権に関する相談体制や人権が侵害された場合の支援体制の拡充を図ります。

ア. 人権に関する相談体制の充実

年齢や性別、障がいの有無等に関わらず、全ての市民が人間として明るく生き活きと暮らしていけるよう、人権に対する相談体制の充実を図ります。

(ア) 人権困りごと相談所における相談対応【平和・男女共同課】

(イ) 地域と連携した相談体制の充実【平和・男女共同課】

イ. 人権に関する各種制度等の周知と活用促進

子どもの権利、地域福祉権利擁護事業、成年後見制度等に関する周知および制度の活用を促進していきます。

(ア) 子どもの権利の周知【こども企画課】

(イ) 認知症高齢者の権利擁護の推進【高齢福祉課】

(ウ) 障がい者の権利擁護の推進【障がい福祉課】

③DV・性暴力等あらゆる暴力の根絶

DV等の暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上でも克服すべき重要な課題です。またインターネットや携帯電話の普及により、個人の誹謗中傷など暴力は多様化してきており、これらの形態への対応も求められてきています。

DV等あらゆる暴力を根絶するため、社会的な認識を徹底するための広報・啓発、相談および支援体制の充実に取り組んでいきます。

ア. DV・性暴力の防止対策の充実

男性から女性への暴力、また女性からの男性への暴力は、重大な人権侵害です。これらの暴力行為は、互いを尊重し、対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。

DV・性暴力などあらゆる暴力を予防する観点から、幅広い年齢層に対してDV・性暴力などに関する正しい理解を促すための啓発を進め、暴力を容認しない社会風土を醸成していきます。

(ア) パネル展等を活用した啓発の充実【平和・男女共同課】

(イ) DV・デートDV防止を考える講座等の開催【平和・男女共同課】

(ウ) 相談体制の充実【こども相談・健康課】

イ. DV等の被害者の相談、支援体制の充実

DVや性犯罪などは、被害者に被害の自覚がない、または他人に知られることを望まないケースなどもあり、被害が潜在化する恐れもあります。あらゆる暴力被害の潜在化を防止するため、地域と連携したあらゆる暴力を見逃さない地域づくり、相談しやすい体制、適切な機関へ迅速につなぐ支援体制を充実します。

(ア) DV等あらゆる暴力を見逃さない地域づくり【平和・男女共同課】

(イ) 専門的な資格を有する相談員の配置【こども相談・健康課】

(ウ) 適切な支援に向けた関係機関等との連携強化【平和・男女共同課】

(エ) 男女共同参画に関する相談員の配置【平和・男女共同課】

（４）男性・こどもに向けた意識啓発

市民意識調査の結果から「男は外で働き、女は家庭を守る」という考えに賛成している割合は、女性（33.7%）より男性（45.6%）の方が高く、ジェンダー（社会的文化的に形成された性別）にもとづく固定的な性別役割分担意識は男性に強く残っている状況が伺えます。また中高生意識調査の結果から、回答者の約半数が「男だから〇〇しなさい」や「女だから〇〇しなさい」と言われると回答しています。

また国においては、男女共同参画が必ずしも十分には進まなかった理由として、男女共同参画は働く女性の支援という印象を与えたことなどにより認識が広まらず、意識改革等につながらなかったことを反省点としてあげ、第3次基本計画においては男性、こどもにとっての男女共同参画が視点として位置づけられています。

男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、全ての人があらゆる場面で活躍できる社会のことであり、女性にとってだけでなく、男性やこどもにとっても、より暮らしやすい社会を意味しています。

男女共同参画社会の実現に向け、男性およびこどもに対する意識啓発を推進します。

①男性に対する意識啓発の推進

男性への意識啓発にあたっては、男女共同参画を考えるタイミングにあわせることで、より効果的な展開が図れると考えます。青年会活動を行う時期、就労の開始や結婚する時期、出産や育児、PTA 活動等を行う時期、自治会や老人会活動を行う時期などのタイミングを捉えて意識啓発を推進します。

ア．地域と連携した意識啓発の推進

男性に対する効果的な意識啓発を進めるため、男性のライフステージにあわせて、青年会やPTA、自治会や老人会など、地域と連携し取り組んでいきます。

（ア）青年会と連携した意識啓発（異性への思いやり等）の推進【生涯学習課】

（イ）職場やPTA と連携した意識啓発（働き方の見直し等）の推進【指導課、生涯学習課】

（ウ）自治会や老人会等と連携した意識啓発（男性の生活自立、介護への参加等）の推進【市民生活課、高齢福祉課】

②こどもに対する意識啓発の充実

市民意識調査から、男女ともに少なからず固定的な性別役割分担意識が残っていることが伺えます。周りから（大人から）ジェンダー（「男らしさ・女らしさ」など社会的文化的に形成された性別）を強制されることで、こどもの個性や可能性が制限されることがないように、こどもに対する意識啓発の充実を図ります。

ア. 保育・教育の充実

次代を担う子どもたちが個性と能力を発揮しながら育ち、将来を見通した自己形成を促す教育の充実を図ります。

(ア) 一人ひとりの個性を伸ばす保育・教育の充実【保育・幼稚園課、指導課】

(イ) キャリア教育の推進【指導課】

(ウ) 男女混合名簿の導入【保育・幼稚園課、指導課】

(エ) 教職員に対する情報提供の充実【指導課】

(オ) 市内の学校等における啓発の充実【平和・男女共同課】



各課の具体的な取り組み一覧

1. 男女共同参画意識の確立

(1) 男女共同参画意識の啓発

①効果的な広報・啓発の推進

ア. 多様な媒体を活用した情報発信の充実

(ア) 性別やライフステージに応じた啓発の充実

【平和・男女共同課】

多様な媒体の活用並びに団体等と連携し、年齢や性別に応じた効果的な啓発を行う。
指標：男(女)だから〇〇しなさいと言われる割合(※「よく言われる」、「ときどき言われる」の合計)

現状		中間目標					最終目標
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
中学生	男子58.4%					男子53%	男子47%
	女子60.8%					女子55%	女子49%
高校生	男子48.4%					男子44%	男子39%
	女子63.4%					女子57%	女子51%

(イ)「広報おきなわ」、ラジオ広報による周知

【秘書広報課】

・市民を一人ずつ取り上げて紹介する「今月の人」のコーナーで、性別に偏りなく、また年齢も幅広く紹介する。

・男女共同参画のイベントの様子などを掲載し周知を図る。

・人権擁護委員による小学生への人権教室の様子などを掲載し人権について周知を図る。

現状		中間目標					最終目標
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施		継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(ウ)啓発紙「きらめき」の発行

【平和・男女共同課】

年2回発行、全世帯へ配布。
男女共同参画に関する情報や、取り組み状況などについて周知する。

現状		中間目標					最終目標
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
年2回発行		継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(エ) 男女共同参画週間における啓発活動の充実

【平和・男女共同課】

市役所、男女共同参画センター等で男女共同参画週間パネル展を開催する。

現状		中間目標					最終目標
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施		継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(オ)きらめきフェスタの開催

【平和・男女共同課】

年1回、市・女性団体連絡協議会の主催で、市民へ男女共同参画の理念の周知・啓発を図るため、講演会等を開催する。

現状		中間目標					最終目標
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
年1回		継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(カ) 市民、学校や事業所等の男女共同参画に関する実践事例の募集と紹介 【平和・男女共同課】

男女共同参画に関する実践事例の募集し啓発紙等で紹介する。

指標：男女共同参画に関する実践事例の紹介数

現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施なし	啓発紙にて2件	啓発紙にて2件	啓発紙にて2件	啓発紙にて2件	啓発紙にて2件	啓発紙にて2件

イ. 地域との連携強化

(ア) 自治会等と連携した啓発活動の推進 【市民生活課】

各ボランティア関係団体における男女共同参画活動への支援等を行う。

現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(イ) 婦人会、青年会と連携した啓発活動の推進 【生涯学習課】

男女共同参画に関する講座・研修等を検討する。

現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
なし	実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(ウ) 男女共同参画センターの機能の充実 【平和・男女共同課】

計画推進の拠点として沖縄市男女共同参画センター機能の充実を図る。

指標：男女共同参画センターの利用者数

現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
2,732人	3,000人	3,200人	3,400人	3,600人	3,800人	4,000人

(エ) スーパー、コンビニ等と連携した情報提供 【平和・男女共同課】

男女共同参画に関する啓発事業等の広報活動の協力依頼、また、場所を提供してもらい、パネル展等の開催を検討する。

現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

ウ. 行政における男女共同参画意識の高揚

(ア) 男女共同参画講座の開催 【平和・男女共同課】

職員等を対象とした男女共同参画講座を開催する。

指標：職員等を対象にした男女共同参画に関する講座等の開催数

現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
なし	年2回	年2回	年2回 (人事課へ移行検討)	年2回 (人事課へ移行調整)	人事課へ移行	人事課へ移行

【(ア)男女共同参画講座の開催】						【人事課】
新採用研修等を活用した男女共同参画講座を開催する。 指標：職員等を対象にした男女共同参画に関する講座等の開催数						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
年0回	1回	1回	1回	1回	1回	1回 ※開催数については、毎年度検討

【(イ)各課業務におけるジェンダーの視点の普及】						【平和・男女共同課】
各課の業務において、男女共同参画の視点を活かせるよう支援する。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施なし	新規実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

②沖縄市男女共同参画推進条例の周知

【ア. 沖縄市男女共同参画推進条例の周知】						【平和・男女共同課】
パネル展や啓発紙等を活用した周知を行う。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(2) 社会制度・慣習等の見直し

①ジェンダーの視点の普及啓発

【ア. ジェンダーの視点の普及啓発】						【平和・男女共同課】
市民に対して広くジェンダーの視点の普及啓発を行う。 指標：社会通念・慣習・しきたりなどで「男女平等」という割合						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
男性18.1% 女性10.4%					男性27% 女性18%	男性40% 女性32%

②社会制度等が男女共同参画に及ぼす影響調査

【ア. 「男女共同参画影響調査」にもとづく情報提供】						【平和・男女共同課】
国の動向を確認し、情報があれば適宜提供することにより、男女共同参画の周知につなげる。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施なし	新規実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	未定

(3) 男女の人権の尊重

①市民一人ひとり人権意識の高揚

ア. 人権に関する教育の充実						
(ア)学校における人権教育の推進						【指導課】
「人権教育」の学校経営計画へ位置づけを行う。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(イ)教育関係者の男女共同参画に関する正確な理解の促進						
						【指導課】
教員を対象にした男女共同参画講座(人権)等を開催する。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回

(ウ)人権擁護委員の活動を通じた意識啓発の推進						
						【平和・男女共同課】
人権擁護委員の活動を通じた意識啓発を推進する。市内すべての小中学校で人権教室を実施できるよう周知を図る。 指標：人権擁護委員による人権教室の実施回数						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
59回(H23年度実績)	62回程度	64回程度	66回程度	68回程度	70回程度	70回程度

②人権に関する相談体制等の充実

ア. 人権に関する相談体制の充実						
(ア)人権困りごと相談所における相談対応						【平和・男女共同課】
人権困りごと相談所において相談対応を行う。 指標：人権困りごと相談所開催回数、人権困りごと相談件数						
現状(H23年度実績)	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
年11回 14件	年11回 15件	年11回 15件	年11回 15件	年11回 15件	年11回 15件	年11回 15件

(イ)地域と連携した相談体制の充実						
						【平和・男女共同課】
人権擁護委員および法務局等の連携による相談対応に努める。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

イ. 人権に関する各種制度等の周知と活用促進						
(ア)子どもの権利の周知						【こども企画課】
こどものまち推進アクションプログラムの推進を図る。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(イ) 認知症高齢者の権利擁護の推進 【高齢福祉課】						
高齢者の権利擁護に関する相談・支援を行う。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(ウ) 障がい者の権利擁護の推進 【障がい福祉課】						
成年後見制度の周知及び利用促進を図る。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

③ DV・性暴力等あらゆる暴力の根絶

ア. DV・性暴力の防止対策の充実						
(ア) パネル展等を活用した啓発の充実 【平和・男女共同課】						
パネル展等を活用し、DV・性暴力の防止に向けた啓発を行う。 指標：DV防止等に関するパネル展等の開催数						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
1回 (「女性に対する暴力をなくす運動」パネル展)	2回 (地域での開催を検討)	3回 (地域での開催を検討)	3回 (地域での開催を検討)	3回 (地域での開催を検討)	3回 (地域での開催を検討)	3回 (地域での開催を検討)

(イ) DV・デートDV防止を考える講座等の開催 【平和・男女共同課】						
DV・デートDV防止に向けた講座等を開催する。 指標：DV・デートDV防止に関する講座等の開催数						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
1回	1回	2回 (学校での開催も検討)	2回 (学校での開催も検討)	2回 (学校での開催も検討)	3回 (学校での開催も検討)	5回 (学校での開催も検討)

(ウ) 相談体制の充実 【こども相談・健康課】						
専門的な資格を有する相談員を配置する。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

イ. DV等の被害者の相談、支援体制の充実						
(ア) DV等あらゆる暴力を見逃さない地域づくり 【平和・男女共同課】						
パネル展や啓発紙等を活用しDV、デートDV防止の周知・啓発を行う。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(イ) 専門的な資格を有する相談員の配置 【こども相談・健康課】						
専門的な資格を有する相談員を配置する。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(ウ) 適切な支援に向けた関係機関等との連携強化 【平和・男女共同課】						
男女共同参画センター相談員も活用しながら、こども相談・健康課など関係課との連携を図る。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(エ) 男女共同参画に関する相談員の配置 【平和・男女共同課】						
男女共同参画に関する相談に対応する相談員を、男女共同参画センターへ配置する。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
第2・4水曜日1名配置	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(4) 男性・こどもに向けた意識啓発

①男性に対する意識啓発の推進

ア. 地域と連携した意識啓発の推進						
(ア) 青年会と連携した意識啓発(異性への思いやり等)の推進 【生涯学習課】						
男女共同参画に関する講座・研修等を検討する。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
なし	実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(イ) 職場やPTAと連携した意識啓発(働き方の見直し等)の推進 【指導課】						
講演会やPTA研修等を実施する。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(イ) 職場やPTAと連携した意識啓発(働き方の見直し等)の推進 【生涯学習課】						
男女共同参画に関する講座・研修等を検討する。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
なし	実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(ウ) 自治会や老人会等と連携した意識啓発(男性の生活自立、介護への参加等)の推進 【市民生活課】						
市民相談や消費生活相談を通して、トラブル等の未然防止に向けた情報提供及び助言並びに各地域での啓発活動等を実施する中で、相談者の今後における生活基盤等を確立支援する為、各関係部署との連携を図る。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(ウ)自治会や老人会等と連携した意識啓発(男性の生活自立、介護への参加等)の推進【高齢福祉課】						
自治会や老人クラブ等と連携しながら介護予防事業(各種教室)を展開し、介護への意識啓発を行う。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

②こどもに対する意識啓発の充実

ア. 保育・教育の充実						
(ア)一人ひとりの個性を伸ばす保育・教育の充実【保育・幼稚園課】						
互いの良いところを認め合う保育、認め合える仲間づくりに努める。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(ア)一人ひとりの個性を伸ばす保育・教育の充実【指導課】						
いじめ防止に関する取り組みに努める。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(イ)キャリア教育の推進【指導課】						
高校進学率の向上、職場見学、職場体験を実施する。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(ウ)男女混合名簿の導入【保育・幼稚園課】						
幼稚園では男女混合にすぐ変更できる名簿から導入をすすめる。課題等あれば対応を検討する。 指標：保育園・幼稚園における実施数及び実施率						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
公立保育所 10園 実施率 100%	8園 100%	6園 100%	5園 100%	5園 100%	5園 100%	8園 104%
公立幼稚園 16園 (うち2年保育実施園7園) ・4歳児 0園0% ・5歳児 0園0%	公立幼稚園教諭への啓発	・4歳児 7園100% ・5歳児 0園0%	・4歳児 7園100% ・5歳児 7園44%	・4歳児 7園100% ・5歳児 16園100%	・4歳児 7園100% ・5歳児 16園100%	・4歳児 7園100% ・5歳児 16園100%

(ウ)男女混合名簿の導入【指導課】						
男女混合名簿の導入についての啓発に努める。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
なし	啓発実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(エ)教職員に対する情報提供の充実						【指導課】
学習指導、生徒指導の方針への「保育・教育の充実」を位置づける。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

(オ)市内の学校等における啓発の充実						【平和・男女共同課】
学校等での男女共同参画の講座やパネル展等の開催検討及び実施に努める。						
現状	中間目標					最終目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度
実施なし	検討・実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

